

Local First

わが町

北井 宏昭

きたいひろあき



Report Vol.9

ドットネット



■ わが町・政務活動事務所 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町3870-1  
● TEL:045-871-5454/FAX:045-871-5459 ● Eメール info@kitai-hiroaki.jp



神奈川県議会議員・無所属

# ベンチ・腰掛けで、人に優しい街づくりを

本県も、健康寿命延伸に力を入れ、高齢者の社会参加＝外出を促しています。しかし、一歩住まいの外に出ると、思いのほか腰掛ける場所がありません。

高齢者にとっての外出時、気軽に腰掛けられる場所があると、無いのとでは、外歩きのモチベーションは大きく違ってきます。このことは、お身体のご不自由な方や、小さな子供連れのお母さんたちにとっても、同様です。



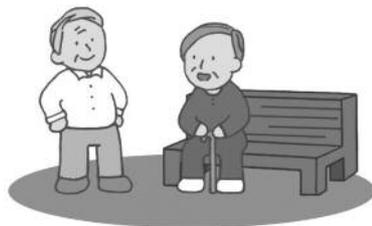
(仮設住宅に設置した縁台)

## これまで条例の道路整備基準には ベンチの記載なし

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の中の「道路の整備基準」には、ベンチ＝腰掛けの記載が一切ありません。家を出て、道路に出たら最後、公園や一部のバス停が無い限り、目的地につくまでは、休むことが許されない道路整備です。

東日本大震災のとき、出来上がったばかりの仮設住宅を訪問した際、その敷地内に腰掛ける場所がないことが気になりました。「これでは、お年寄りはお外に出ないで、引き籠ってしまう」と。そしてすぐ、わが町・戸塚の工務店の社長に相談したところ、その10日後には、たくさんの「縁台」を設置してくれました。設置後、すぐに地元テレビ局が入り、この縁台が紹介され、各地の仮設住宅にもベンチが設置されることになりました。仮設住宅の皆さんは、その縁台で日がな、談笑したり、愚痴を言い合ったり、なんとなくボケーっとしたり、夕涼みに、日向ぼっこに、とにかく大勢の方々が縁台にいつも腰掛け、コミュニティーの潤滑剤にもなりました。

ニューヨーク市では、「シティー・ベンチ・プログラム」という、市内に公共の座席＝ベンチを増やす制度を導入。目的は、「高齢者や障害者の移動に適した通りや歩道を作り、移動性や居心地を向上させること。さらにベンチは、高齢者や他の住民が座って休むことを可能にするだけでなく、隣人とおしゃべり出来るようにする」、としています。



## 街のいたるところに ベンチを設置せよ



ベンチや腰掛けは、公園やバス停、そして、施設やショッピングセンターの中だけでなく、歩道に、道端に、ちょっとしたところに、「これでもか」と思うくらい設置されていて、丁度いいのです。

そこで黒岩知事に、『本県の掲げる「人生100歳時代」を見据え、道路をはじめ、街のいたる所に腰掛け＝ベンチがあることを、街の指標にして欲しい』と投げ掛けました。

知事からは、『高齢者の皆様が外出する際など、街のいたる所にベンチがあると、外出の利便性が増し、社会への参加意欲の向上につながることを期待される。県では、「バリアフリー街づくり条例」に定める整備基準で、公園の整備に関し、ベンチを設置する際の基準を設けているが、道路へのベンチの設置に関する基準はない。県内の高齢化は今後も一層進み、高齢者の社会参加は、さらに重要となるので、今後、道路へのベンチの設置を、ガイドラインへ位置づけることについて、市町村や関係機関と調整し検討を行っていきたい。』との答弁。

そして北井からは、いずれ、「ベンチ設置率」を「指標」にするよう、要望しました。

“高齢者と子どもたち”が  
「生き生きと安心して暮らせること」が「いい社会」の大前提！  
すべての政策提察は、この大前提を基本に進めています。



報告

H29年9月25日 神奈川県議会・本会議・一般質問 報告

# 子供たちを守るため、 教育現場に法律的視点を導入せよ

教育の諸課題について「子供たちを守る」をテーマに、本会議で訴えました。

県教育委員会は、児童・生徒のいじめや暴力行為といった問題行動や不登校に対し、カウンセラーやソーシャルワーカーなど教員以外の専門職を校内に配置するなど、様々な施策を積み重ねていますが、決定的な打開策を見い出せてはいません。

また、最近報道されている、全国各地で発生する生徒による教員への暴力事件も他人事ではないと感じます。これが今の「教育現場の限界」、ということをも、まず強調しておきます。

子供たちのために、学校現場は頑張っています。しかし、現代の教員は両手両足を縛られているかのごとく、かつては、理屈抜きで強く叱れたことも、腫れ物に触るような指導しか出来ません。頑張っているものの、子供たちを指導しきれず・守りきれないでいます。

そこで今回、非行行動・問題行動を防ぐひとつの方法として、教員に「法律的な視点」を身に付けてもらうことを提案しました。

## 学校内は治外法権？

学校は「治外法権」と言っても言い過ぎでないと思えるほど、閉鎖的な空間です。

いじめ防止対策推進法で扱われる「いじめ」の中には、校内では「いじめ」と位置づけられても、社会では「犯罪」として扱われるものが多々存在します。そのことを教員に認識してもらい、実社会にあてはめ「法的な視点」で「何が悪く、どのような責任が生じ、どのように処罰されるのか」を、子供たちに具体的に指導するのです。

学校は教育基本法や学校教育法などに基づき、子供の指導・育成・人格形成に力を入れる場であることと、すべてを校内で処理したい、ということは理解します。しかし「厳しく叱る」こともままならない指導方針の中では対応しきれない、難しい状況にあります。教員には、犯罪行為になるような校内事案への法的対応力が必要と考えます。



## あくまでも、罪を憎んで人を憎まず

教育長は北井の指摘に、『児童・生徒の問題行動が複雑化するなか、法的対応という視点も加えながら、学校現場で活用できる新たな指導資料を作成する』と答弁。

非行行動・問題行動は逮捕せよ、ではございません。目指すべきは、あくまでも「罪を憎んで、人を憎まず」を大前提とした、生徒指導・健全育成の強化であるとご理解頂ければ幸いです。



北井は、皆様に活動報告をすると同時に、そのフィードバック=反応意見を政策立案につなげております。皆様からのご意見・ご要望・ご提案をお寄せください。その際、FAXまたはEmailでいただければ幸いです。

わが町・政務活動事務所

● Eメール info@kitai-hiroaki.jp ● FAX : 045-871-5459